

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年5月11日（平成28年（行情）諮問第361号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第765号）

事件名：「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと』（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月23日付け閣情第313号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年2月20日付けで、審査請求人から、処分庁に対し行なわれた本件対象文書の開示請求を受け、処分庁が、平成28年3月23日付け閣情第313号をもって原処分を行ったところ、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起された。

（2）本件対象文書及び不開示部分について

本件対象文書は、北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射事案に関する情報の収集・集約・分析の実施状況に係る行政文書である。

本件対象文書について、その存否を明らかにした場合、当該事案に関

し収集・集約・分析した情報の分量やその頻度，手段・形態などが明らかとなり，それによって内閣の情報機関である内閣情報調査室が行っている情報の収集・集約・分析の業務実態やその能力が推察され，相手方をして対抗・妨害措置を講じられるなど，同室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。

したがって，本件対象文書の存否を答えること自体が，法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定に基づき，その存否を明らかにしないこととしたところである。

(3) 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は，記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである旨主張している。

しかしながら，処分庁においては，本件対象文書の開示・不開示の適否について十分な精査を行った結果，本件対象文書については，上記(2)で述べたとおり，その存否を明らかにすることによって，当該事案に関し収集・集約・分析した情報の分量やその頻度，手段・形態などが明らかとなり，法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるものと判断したことから，法8条の規定に基づいて適法に原処分を行ったものであり，審査請求人の主張は当たらない。

(4) 結語

以上のとおり，本件審査請求について，審査請求人の主張は当たらず，処分庁における原処分は適法に行われていることから，原処分は維持されるべきである。

2 補充理由説明書

内閣情報調査室は，内閣法等に基づき，内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどっており，官邸の情報関心に基づき幅広い観点から，国内外の政治・経済情勢・国際テロ・軍事情勢等について情報収集活動を行っている。

内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無については，これを明らかにした場合，特定の事項について収集調査を行っているという事実のみならず，こうした事実確認を積み重ねることによって内閣情報調査室の活動実態の全容及び情報関心等が明らかとなり，相手方に対抗措置を講じられるおそれがある。

また，今回のような関係する保有行政文書全てを対象にする情報公開請求に対して，全保有文書を特定の上開示した場合，類似の請求を積み重ねることによって，ある事案については一定量の情報を収集・分析しているが別の事案については収集・分析していないといった事実が明らかになり，内閣情報調査室の収集・分析能力が推察されるおそれがあるほか，事案に

よって収集・分析した情報の量の多寡が生じた背景事情等を考察されることによつて、内閣情報調査室の調査手段等が推察されるおそれがある。

以上のことから、内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無やその活動状況等を示唆する情報については、これを明らかにした場合、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、過去の質問主意書においてもこれまでお答えを差し控えてきたところである。

本件行政文書開示請求について、その対象となるのは平成28年2月の北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射事案という個別具体的な事案に関する行政文書であるところ、その存否を明らかにして開示決定を行うこととした場合、内閣情報調査室による個別の情報収集調査の事実の有無が明らかとなり、それによつて、その業務実態が推察されるおそれがある。具体的には、他の地域について本件と類似の開示請求が行われ、対象文書が存在しない場合には、不存在の不開示決定を行わざるを得なくなると考えられる。今後、同様の請求を積み重ねることにより、特定の地域については情報の収集・分析を行っているが他の地域については収集・分析を行っていないとの事実が明らかになり、内閣情報調査室の情報関心等が推察されるおそれがある。また、特定した文書の枚数を明らかにした上で部分的な情報開示が行われた場合、情報の分量や頻度、手段、形態が推察されることとなり、それによつて、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上を踏まえ、本件行政文書開示請求に対し、存否応答拒否を行うこととしたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年5月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年2月2日 | 審議 |
| ④ | 同月9日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）に対し、主管部局が、当該総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書である。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条3号及び6号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 内閣情報調査室は、内閣法等に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどり、官邸の情報関心に基づき幅広い観点から、国内外の政治・経済情勢・国際テロ・軍事情勢等について情報収集活動を行っている。

イ 本件開示請求の対象文書は、北朝鮮によるミサイル発射事案について情報収集・分析をした文書であるため、所掌事務の観点から、本件開示請求の主管部局は、内閣官房では内閣情報調査室になると判断し、本件開示請求を受理した。

ウ 内閣情報調査室による個別の情報の収集調査の事実の有無については、これを明らかにした場合、特定の事項について収集調査を行っているという事実のみならず、こうした事実確認を積み重ねることによって内閣情報調査室の活動実態及び情報関心等が明らかとなり、相手方に対抗措置を講じられるおそれがある。

また、本件対象文書について、その存否を明らかにした場合、当該事案に関し収集・集約・分析した情報の分量やその頻度、手段・形態などが明らかとなり、それによって内閣情報調査室が行っている情報の収集・集約・分析の業務実態やその能力が推察され、相手方をして対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。

さらに、今回のような関係する保有行政文書全てを対象にする情報公開請求に対して、全保有文書を特定の上開示した場合、類似の請求を積み重ねることによって、ある事案については一定量の情報を収集・分析しているが別の事案については収集・分析していないといった事実が明らかになり、内閣情報調査室の収集・分析能力が推察されるおそれがあるほか、事案によって収集・分析した情報の量の多寡が生じた背景事情等を考察されることによって、内閣情報調査室の調査手段等が推察されるおそれがある。

上記のことを踏まえて、本件対象文書の存否を答えること自体が、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないこととした。

(2) 当審査会事務局職員をして、首相官邸ホームページを確認させたところ、「『関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと』（平成28年2月3日総理指示）」とは、平成28年2月2日に北朝鮮が関係国際機関に対し、「人工衛星」を打ち上げる予定である旨を通報

したことに関し、同月3日に総理が発出した指示の一つであることが認められる。

本件開示請求は、当該総理指示に従って、その主管部局が、行政文書ファイル等につづった文書の全て（本件対象文書）の開示を求めるものであるが、本件対象文書の存否を答えることは、「内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務」（内閣法12条2項6号）をつかさどる内閣情報調査室が、当該総理指示に基づき、一定期間内に情報の収集・分析を行って何らかの文書を作成・取得した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

本件においては、「北朝鮮による『人工衛星』と称する弾道ミサイル発射の国際機関への通報に関し、」「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」という当該総理指示があったことが既に明らかになっており、本件開示請求は当該総理指示が発出されてから一定期間が経過してからなされたものであることを踏まえると、本件存否情報につき、これを公にしても、内閣の重要政策に関する情報の収集・調査に関する事務をつかさどる内閣情報調査室が、総理指示に従って一定期間内に情報の収集・分析に従事して何らかの文書を作成・取得していたことが明らかになるだけであって、内閣情報調査室の活動実態及び情報関心等が明らかとなり、悪意を有する相手方に対抗措置を講じられ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、同室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼす事態が生じるとは認められない。さらに、本件存否情報そのものを明らかにしたとしても、当該総理指示に従って内閣情報調査室が一定期間内に情報の収集・分析を行って何らかの文書を作成・取得した事実の有無が明らかになるだけであって、その収集・分析した情報の分量やその頻度、手段・形態などが明らかになるとは認められない。したがって、本件存否情報については、法5条3号及び6号の不開示情報に該当するとは認められない。

以上により、本件開示請求については、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであり、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は取り消すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号及び6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条3号及び6号のいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久